		三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
採石くず	STONE CHIPPINGS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂糖 （粗糖、黒砂糖、精製糖）	SUGAR	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カリとマグネシウムの硫酸塩	SULPHATE OF POTASH AND MAGNESIUM	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
硫黄 （成形されたもの）	SULPHUR (formed, solid)	一　塩素等の酸化力の強い物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　積載場所を海水で洗い流さないこと。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　荷役作業中、貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器類が故障することを防止するための措置をとること。 七　荷役作業に従事する者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 九　船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 十一　清掃に従事する者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十二　陸揚げ後、積載場所を清水によって十分に清掃し、洗い流すこと。
過リン酸石灰 ［重過リン酸石灰］	SUPERPHOSPHATE	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。
		四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
過リン酸石灰 （三方晶系） ［重過リン酸石灰 （三方晶系）］	SUPERPHOSPHATE (triple granular)	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
タコナイトペレット	TACONITE PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
滑石	TALC	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
タピオカ	TAPIOCA	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。
尿素	UREA	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 七　陸揚げ後、積載場所を十分に清掃し、洗い流すこと。